

# 令和6年度 酒田市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和 5年度	人 95,789	千円 60,244,049	千円 1,359,526	千円 6,702,250	% 11.1%	% 11.8

### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

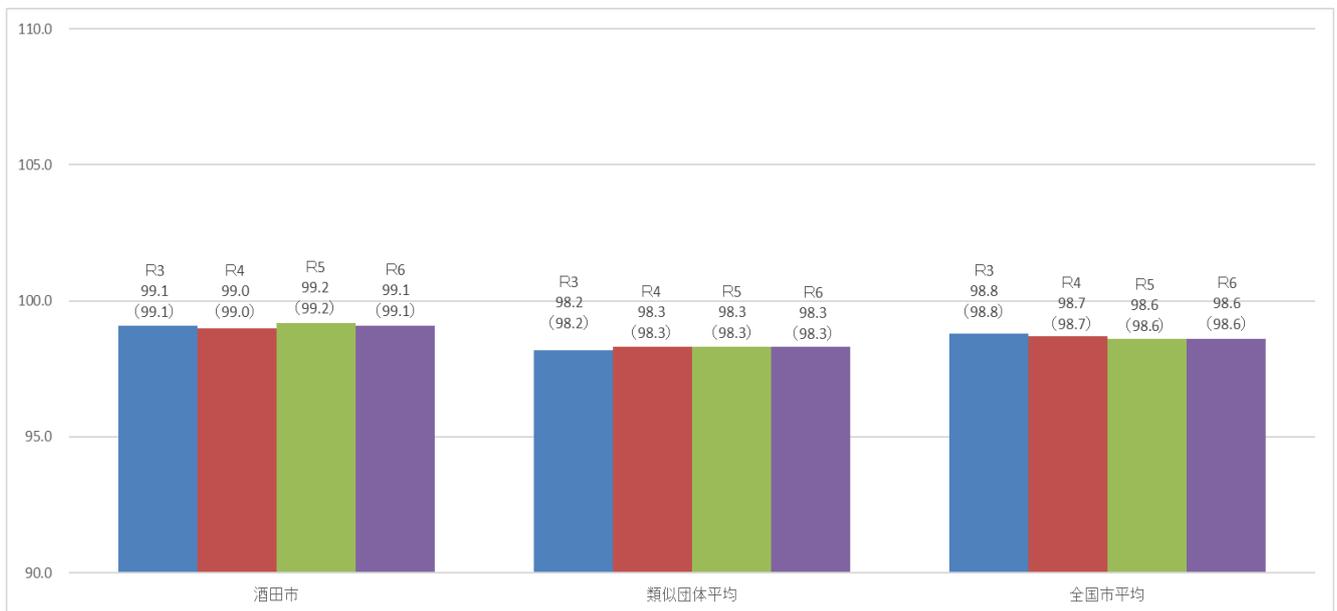
区分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり給与費	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
令和 5年度	人 784	千円 3,005,255	千円 424,949	千円 1,199,049	千円 4,629,253	千円 5,905	千円 6,181

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、決算年度の4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給与月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ( )書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。  
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

**(4) 給与改定の状況**

※酒田市は人事委員会を設置していないため記載なし。

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
4年度						

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
4年度						

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

**(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について**

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[ 実施 -未実施- ]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日  
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、人事院が勧告した俸給表を基本としたうえで、給与水準については県内民間との均衡を図ったものとした県の給料表に準じて改定し、若年層を中心に引き上げた。  
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し内容

国と同様に見直しを実施(平成27年4月1日実施)  
 ※市内に支給対象地域なし。支給地域在職職員については、国と同様の扱いとしている。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施(平成27年4月1日実施)

**2 職員の平均給与月額、初任給等の状況**

**(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)**

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
酒田市	42.7 歳	320,220 円	362,518 円	339,263 円
山形県	43.7 歳	331,100 円	404,400 円	357,100 円
国	42.1 歳	323,823 円	405,378 円	- 円
類似団体	41.7 歳	313,594 円	395,822 円	360,145 円

## ② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
酒田市	55.8歳	50人	294,314円	313,734円	304,494円	—	—	—	—
うち学校給食員	54.9歳	10人	290,290円	308,870円	300,340円	調理士	45.9歳	228,800円	1.35
うち用務員	57.5歳	22人	277,350円	292,422円	286,395円	用務員	49.1歳	244,800円	1.19
うち自動車運転手	54.3歳	11人	329,809円	358,831円	343,127円	自家用乗用 自動車運転者	61.2歳	240,600円	1.49
うちその他	54.3歳	7人	297,600円	314,043円	306,600円	—	—	—	—
山形県	53.8歳	422人	332,100円	369,700円	348,400円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,829人	288,144円	330,553円	—	—	—	—	—
類似団体	52.7歳	16人	321,506円	377,113円	353,146円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
酒田市	5,091,228円	—	—
うち学校給食員	4,995,928円	3,080,100円	1.62
うち用務員	4,636,057円	3,297,300円	1.41
うち自動車運転手	5,947,487円	3,282,200円	1.81
うちその他	5,320,587円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和3年～令和5年の3ヶ年平均)  
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。  
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

### (2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		酒 田 市	山 形 県	国
一般行政職	大 学 卒	199,100 円	199,100 円	196,200 円
	高 校 卒	168,300 円	168,300 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	165,900 円	163,700 円	—
	中 学 卒	—	151,200 円	—

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	282,500 円	357,740 円	377,300 円	396,511 円
	高 校 卒	240,533 円	338,100 円	— 円	376,450 円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	333,780 円

(参考:山形県)

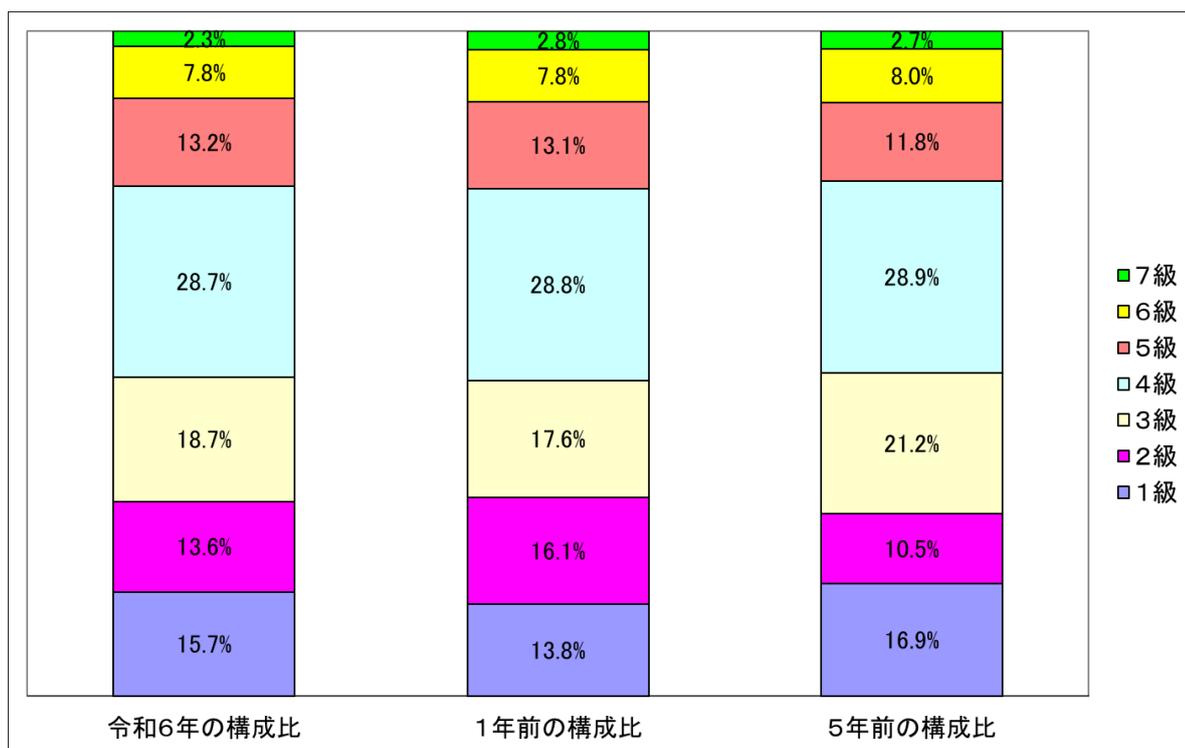
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	272,900 円	364,900 円	389,700 円	407,800 円
	高 校 卒	238,600 円	309,000 円	356,500 円	387,400 円
技能労務職	高 校 卒	—	—	— 円	350,300 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

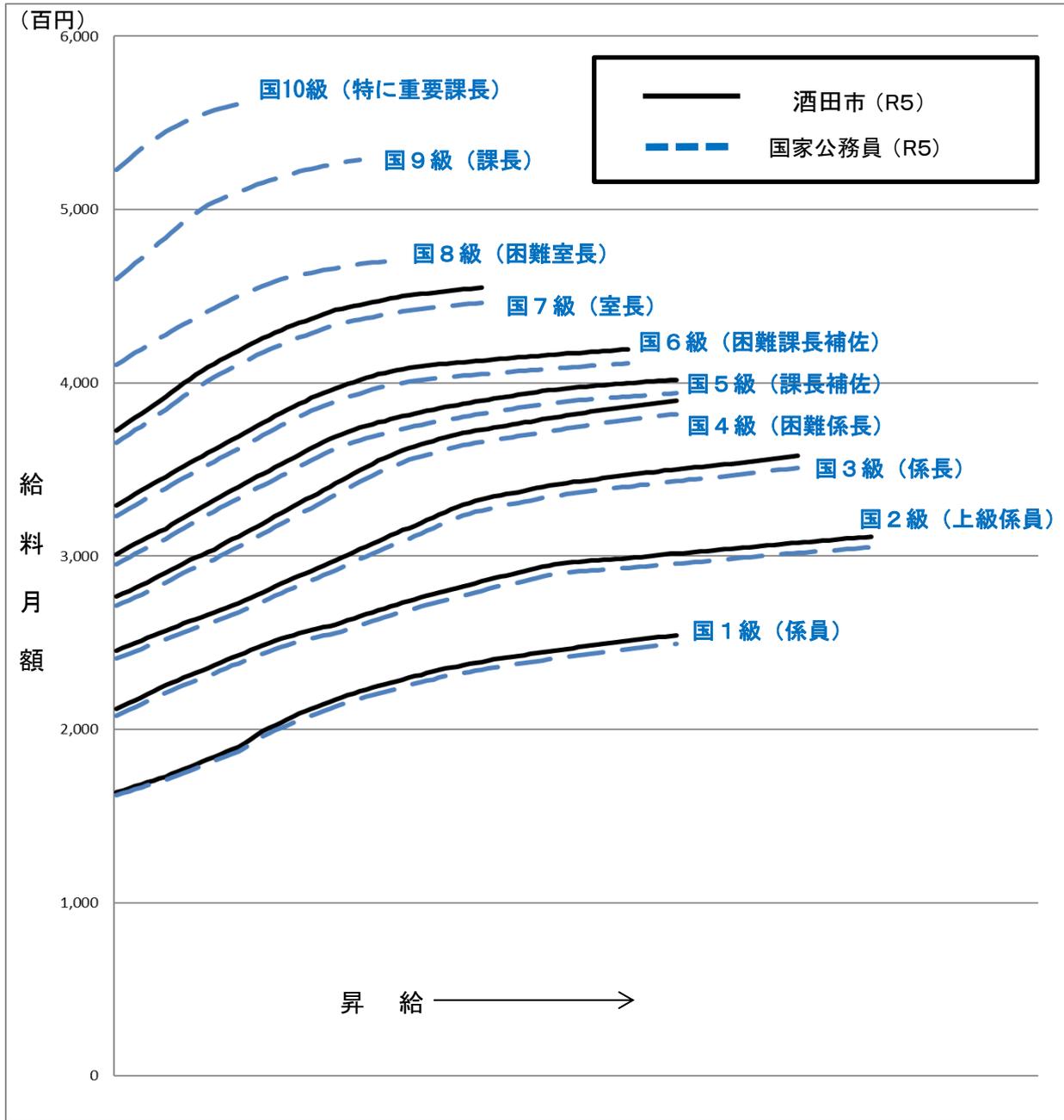
#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和6年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師	83 人	15.7 %	163,700 円	254,200 円
2 級	主事、技師	72 人	13.6 %	212,000 円	311,200 円
3 級	係長、調整主任、主任	99 人	18.7 %	245,600 円	357,900 円
4 級	主査、係長、調整主任	152 人	28.7 %	276,900 円	389,600 円
5 級	課長補佐、主査	70 人	13.2 %	301,100 円	401,800 円
6 級	課長、主幹	41 人	7.8 %	329,400 円	419,300 円
7 級	部長	12 人	2.3 %	372,700 円	454,900 円

(注) 1 酒田市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和6年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和6年年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

酒 田 市	山 形 県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,483 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,667 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.00 月分 ( 1.375 )月分 ( 0.975 )月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.00 月分 ( 1.375 )月分 ( 0.975 )月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 ( 1.375 )月分 ( 0.975 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

##### ○勤勉手当への人事評価の活用状況

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)		○		
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

##### (2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

酒 田 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(定年前10年以内で勤続25年以上の職員、定年前の残年数1年につき2%割増)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2から45%割増)	
1人当たり平均支給額	自己都合 982 千円	勸奨・定年 21,300 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員(教育職を除く。)に支給された平均額である。

##### (3) 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		475 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		237,588 円	
支給対象地域等	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都内	20 %	0 人	20 %
京都市	10 %	1 人	10 %
仙台市	6 %	1 人	6 %
酒田市及び県内各地	0 %	804 人	0 %

(4) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度普通会計決算)		2,226 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度普通会計決算)		2,941 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		7.0 %		
手当の種類(手当数)		13		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
収納外勤手当	納税課、高齢者支援課、保育こども園課、こども未来課、建築課及び各総合支所職員	市税・介護保険料・保育費用・市営住宅家賃等の外勤徴収	3千円	日額 100円
税務手当	納税課職員	税の滞納処分	290千円	1件 400円
用地交渉手当	整備課職員	用地の取得及びこれらに伴う補償に関し、現地における特に困難な交渉業務	0千円	日額 650円
行旅病人及び行旅死亡人取扱手当	地域福祉課職員	行旅病人又は行旅死亡人の取扱作業	28千円	行旅病人 1件 1,300円 行旅死亡人 1件 4,000円
福祉業務手当	地域福祉課、高齢者支援課、保育こども園課及びこども未来課職員	健康福祉部等に勤務する現業職員、外勤の医療担当職員及び査察指導員業務	1067千円	日額 150円
防疫手当	感染症の防疫作業従事職員	感染症の患者若しくは疑いのある患者の輸送等	3千円	日額 450円
家畜等屍体処理手当	環境衛生課及び土木課職員	家畜等屍体の処理作業	15千円	小動物 1回 180円 その他 日額 1,500円
医務手当	診療所医師	医師業務	0千円	月額 475,000円以内
危険作業手当	右記業務従事職員	地上、地下10m以上の足場の不安定な危険な個所等における工事監督及び検査等業務	3千円	日額 350円
食料手当	定期航路事業所船員	定期船乗船業務	761千円	1食 450円
収集業務手当	環境衛生課職員	し尿又はごみ収集業務	0千円	日額 300円
清掃業務手当	土木課職員	下水溝清掃業務	6千円	日額 300円
特殊自動車業務手当	土木課及び平田総合支所職員	特殊自動車(フルータ、グレーダー及び振動ローラー)運転業務	50千円	日額 270円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度普通会計決算)	165,565 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度普通会計決算)	219 千円
支給実績(令和4年度普通会計決算)	166,326 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度普通会計決算)	216 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

## (6) その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度普通会計決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度普通会計決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者その他の一般の扶養親族1人につき月額6,500円、子1人につき月額10,000円(扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき月額5,000円加算)	同じ		66,099 千円	227,144 円
住居手当	借家・借間に居住する職員に支給 限度額 月額28,000円	同じ		32,088 千円	246,831 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給 ○交通機関等の利用者 6箇月定期券等の価額により一括支給 ただし、1箇月当たり55,000円が支給限度額 ○自動車等の交通用具使用者 通勤距離に応じた月額(2,500円～37,200円)を毎月支給	異なる	自動車等の交通用具使用者の距離区分及び支給限度額(国は5kmごとに設定し(酒田市は2kmごと)、支給限度額24,500円(酒田市は37,200円))	40,663 千円	66,990 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して職務の級及び職の区分に応じて定額化された額を手当として支給 代表的な職務区分(行政職) 部長 月額66,400円 課長、主幹 月額41,600円	同じ		35,164 千円	596,000 円
初任給調整手当	医師のうち採用による欠員補充が困難と認められる職員に支給 採用の日からの期間に応じて、月額413,800円以内の額	同じ		0 千円	0 円
特地勤務手当	飛島地区に勤務する職員に支給 (飛島地区に勤務することとなった日の給料+扶養手当)の月額×1/2+現に受ける(給料+扶養手当)の月額×1/2)×16/100	同じ		1,228 千円	614,000 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時～午前5時)に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ		0 千円	0 円
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員に支給 勤務1回につき 4,400円(勤務時間が5時間未満の場合は、2分の1の額)	同じ		0 千円	0 円
管理職員 特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給 部長 7,500円、課長 4,000円 (勤務を要しない日等以外の日の午前零時から午前5時 部長 3,800円、課長 2,000円)	同じ		0 千円	0 円

単身赴任手当	異動に伴って転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に支給 配偶者宅との交通距離に応じ月額30,000円～100,000円	同じ		0 千円	0 円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日において支給地域に在勤する職員に支給(山形市及び寒河江市が該当) 世帯等の区分に応じ月額7,360円～17,800円	同じ		191 千円	63,667 円

## 5 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	911,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
		( — 円 )	1,061,000 円 /	593,400 円
議 員 報 酬	副 市 長	727,000 円		
		( — 円 )	885,000 円 /	547,600 円
議 員 報 酬	議 長	535,000 円	737,000 円 / 372,000 円	
		( — 円 )		
	副 議 長	480,000 円	653,000 円 / 294,000 円	
議 員 報 酬	議 員	450,000 円	591,000 円 / 266,000 円	
		( — 円 )		
	備 考			
期 末 手 当	市 長	(令和5年度支給割合)		
	副 市 長	2.85	月分	
期 末 手 当	議 長	(令和5年度支給割合)		
	副 議 長	2.95	月分	
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	911,000円×在職月数×0.6	26,236,800円	任期毎
退 職 手 当	副 市 長	727,000円×在職月数×0.35	12,213,600円	任期毎
	備 考			

(注)1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

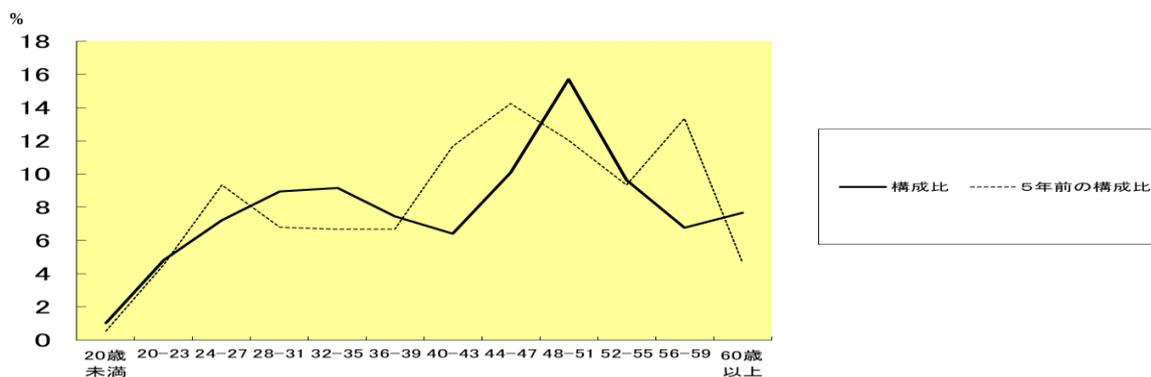
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和6年	令和5年		
普通会計部門	議 会	8	8	0	
	総 務	211	220	△ 9	組織体制の変更等
	税 務	52	54	△ 2	業務調整等
	労 働	3	3	0	
	農林水産	49	54	△ 5	業務調整等
	商 工	37	32	5	組織体制の変更等
	土 木	71	70	1	組織体制の変更
	民 生	170	164	6	組織体制の変更等
	衛 生	47	51	△ 4	新型コロナ関連等
	計	648	656	△ 8	<参考> 人口1万当たり職員数 68.48 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 52.13 人)
	教育部門	109	114	△ 5	組織体制の変更等
	小 計	757	770	△ 13	<参考> 人口1万当たり職員数 80.39 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 65.53 人)
公営企業等 会計部門	病 院	1	1	0	退職による減員
	水 道	34	30	4	組織体制の変更
	下水道	14	19	△ 5	組織体制の変更
	交 通	13	12	1	船員の補充
	その他	39	40	△ 1	
	小 計	101	102	△ 1	
合 計		858 [ 972 ]	872 [ 972 ]	△ 14 [ 0 ]	<参考> 人口1万当たり職員数 91.03 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	9人	42人	63人	78人	80人	65人	56人	88人	137人	114人	59人	67人	858人

### (3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	年度	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政		669	666	671	665	656	648	△ 21 (△ 3.1)
教育		119	119	123	116	114	109	△ 10 (△ 8.4)
公営企業等会計		110	103	103	101	102	101	△ 9 (△ 8.2)
計		898	888	897	882	872	858	△ 40 (△ 4.5)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和 5年度	千円 2,354,068	千円 239,792	千円 225,140	% 9.6	% 8.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 24,383千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考)全国市町村平均 1人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 30	千円 123,799	千円 13,056	千円 53,393	千円 190,248	千円 6,342	千円 6,118

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

##### イ 特記事項

・平成17年11月1日に新設合併(旧酒田市、旧八幡町、旧松山町及び旧平田町の一市三町の合併)

・55歳超管理職の給与支給額1.5%カット

【平成22年12月1日から適用】

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
酒 田 市	44.8 歳	354,579 円	573,796 円
団体平均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

酒 田 市 (水道事業)		酒 田 市 (一般職員)	
1人当たり平均支給額(令和5年度)		1人当たり平均支給額(令和5年度)	
1,780 千円		1,483 千円	
(令和5年度支給割合)		(平成29年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.00 月分	2.45 月分	2.00 月分
( 1.375 )月分	( 0.975 )月分	( 1.375 )月分	( 0.975 )月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～15%		・役職加算 5～15%	

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

##### イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

酒田市(水道事業)			酒田市 (一般職員)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(定年前10年以内で勤続25年以上の職員、定年前の残年数1年につき2%割増)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(定年前10年以内で勤続25年以上の職員、定年前の残年数1年につき2%割増)	
	自己都合	勸奨・定年		自己都合	勸奨・定年
1人当たり平均支給額	0 千円	0 千円	1人当たり平均支給額	982 千円	21,300 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(令和6年4月1日現在)

制度なし

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

具体的な支給手当はなし

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	3,112 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	111 千円
支給実績(令和4年度決算)	2,205 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	82 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者その他の一般の扶養親族1人につき月額6,500円、子1人につき月額10,000円(扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき月額5,000円加算)	同じ	—	4,798 千円	299,844 円
住居手当	借家・借間に居住する職員に支給 限度額 月額28,000円	同じ	—	2,568 千円	321,000 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給 ○交通機関等の利用者 6箇月定期券等の価額により一括支給 ただし、1箇月当たり55,000円が支給限度額 ○自動車等の交通用具使用者 通勤距離に応じた月額(2,500円～37,200円)を毎月支給	同じ	—	1,267 千円	63,356 円
管理職手当	職務の級及び職の区分に応じて定額化された額を手当として支給 部長 66,400円 課長 41,600円	同じ	—	1,296 千円	648,000 円
特地勤務手当	飛島地区に勤務する職員に支給 {(飛島地区に勤務することとなった日の給料+扶養手当)の月額×1/2+現に受ける(給料+扶養手当)の月額×1/2}×16/100	同じ	—	0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10:00-午前5:00)に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ	—	0 千円	0 円
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員に支給 勤務1回につき 4,400円(勤務時間が5時間未満の場合は、2分の1の額)	同じ	—	0 千円	0 円

管理職員 特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給 部長 7,500円、課長4,000円 (勤務を要しない日等以外の日の午前零時から午前5時 部長 3,800円、課長 2,000円)	同じ	—	16 千円	7,625 円
単身赴任手当	異動に伴って転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に支給 配偶者宅との交通距離に応じ月額 30,000円～100,000円	同じ	—	0 千円	0 円

## (2) 下水道事業

### ① 職員給与費の状況

#### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和 5年度	4,359,026	198,966	85,237	2.0	2.7

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費24,875千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考)全国市町村平均 1人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
令和 5年度	19	65,198	5,861	24,831	95,890	5,047	6,023

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

#### イ 特記事項

- 平成17年11月1日に新設合併(旧酒田市、旧八幡町、旧松山町及び旧平田町の一市三町の合併)
- 55歳超管理職の給与支給額1.5%カット 【平成22年12月1日から適用】

### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
酒 田 市	40.0 歳	320,811 円	464,298 円
団体平均	44.5 歳	334,536 円	501,579 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

### ③ 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

酒 田 市 (下水道事業)		酒 田 市 (一般職員)	
1人当たり平均支給額(令和5年度)		1人当たり平均支給額(令和5年度)	
1,307 千円		1,483 千円	
(令和5年度支給割合)		(平成29年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.00 月分	2.45 月分	2.00 月分
( 1.375 )月分	( 0.975 )月分	( 1.375 )月分	( 0.975 )月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・ 役職加算 5～15%		・ 役職加算 5～15%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

酒田市(水道事業)			酒田市(一般職員)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(定年前10年以内で勤続25年以上の職員、定年前の残年数1年につき2%割増)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(定年前10年以内で勤続25年以上の職員、定年前の残年数1年につき2%割増)	
1人当たり平均支給額	自己都合	勸奨・定年	1人当たり平均支給額	自己都合	勸奨・定年
	0 千円	0 千円		982 千円	21,300 千円

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(令和6年4月1日現在)

制度なし

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

具体的な支給手当はなし

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	1,298 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	72 千円
支給実績(令和4年度決算)	1,000 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	56 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者その他の一般の扶養親族1人につき月額6,500円、子1人につき月額10,000円(扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき月額5,000円加算)	同じ	—	1,824 千円	202,667 円
住居手当	借家・借間に居住する職員に支給 限度額 月額28,000円	同じ	—	1,374 千円	274,800 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給 ○交通機関等の利用者 6箇月定期券等の価額により一括支給 ただし、1箇月当たり55,000円が支給限度額 ○自動車等の交通用具使用者 通勤距離に応じた月額(2,500円～37,200円)を毎月支給	同じ	—	860 千円	66,130 円
管理職手当	職務の級及び職の区分に応じて定額化された額を手当として支給 部長 66,400円 課長 41,600円	同じ	—	500 千円	499,200 円
特地勤務手当	飛島地区に勤務する職員に支給 (飛島地区に勤務することとなった日の給料+扶養手当)の月額×1/2+現に受ける(給料+扶養手当)の月額×1/2)×16/100	同じ	—	0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10:00-午前5:00)に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ	—	0 千円	0 円

宿日直手当	宿日直勤務を行った職員に支給 勤務1回につき 4,400円(勤務時間が5 時間未満の場合は、2分の1の額)	同じ	—	0 千円	0 円
管理職員 特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が、臨 時又は緊急の必要等により、週休日又は 休日等に勤務した場合に支給 部長 7,500円、課長4,000円 (勤務を要しない日等以外の日の午前零 時から午前5時 部長 3,800円、課長 2,000円)	同じ	—	6 千円	6,000 円
単身赴任手当	異動に伴って転居し、やむを得ない事情 により配偶者と別居して単身で生活する 職員に支給 配偶者宅との交通距離に応じ月額 30,000円～100,000円	同じ	—	0 千円	0 円